

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を別添の新旧対照表のとおり変更する。

企業年金連合会規約変更理由書

1 変更理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布されたが、そのうち、令和4年4月1日以降に施行される制度改正事項で、企業型の確定拠出年金の加入者であった者の個人別管理資産を企業年金連合会に移換することが可能となるなど、企業年金連合会の年金給付に影響を与える改正が行われることから、企業年金連合会規約の一部について所要の変更を行うものである。

2 変更内容

企業年金連合会が支給する通算企業年金の原資として、確定給付企業年金及び厚生年金基金からの脱退一時金相当額に加え、企業型の確定拠出年金からの個人別管理資産を加えること、老齢厚生年金を70歳から80歳までの間に裁定請求を行い、同時に繰下げ申出を行わなかった場合、当該請求をした日の5年前に繰下げ申出を行ったものとみなされること、及び老齢厚生年金の繰上げ受給における繰上げ減額率に変更となり、企業年金連合会の基本年金の代行部分及び代行年金の繰上げ減額率についても、同様の乗率を用いる必要があることなどから、関連する規定の変更を行うとともに、その他、所要の字句等を整理する。

3 実施時期

この規約は、認可の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。ただし、別に定めるものについては、それぞれの定める日から適用する。

新旧対照表

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>(未支給の給付)</p> <p>第44条 老齢年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、<u>子(当該受給権者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。)</u>、<u>父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のほか、その者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他親族は、</u>自己の名で、その未支給の老齢年金給付の支給を請求することができる。</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第46条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、第45条の規定にかかわらず、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから厚生年金保険法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出(以下この条及び第47条の3において「繰下げ申出」という。)を行うまでの間(同法第44条の3第2項第1号若しくは第2号に該当する者又は同条第5項の規定により同条第1項の申出があったとみなされた者)にあっては、<u>繰下げ申出があったものとみなされる日までの間</u>、基本年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 繰下げ申出を行った基本年金の受給権者に支給する基本年金額は、繰下げ申出のあった月(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号若しくは第2号又は第5項の規定により同条第1項の申出があったとみなされた者に該当する者)にあっては、<u>繰下げ申出があったものとみなされる日の属する月</u>の翌月から、第46条に規定する</p>	<p>(未支給の給付)</p> <p>第44条 老齢年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、<u>その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、</u>自己の名で、その未支給の老齢年金給付の支給を請求することができる。</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第46条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、第45条の規定にかかわらず、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから厚生年金保険法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出(以下この条及び第47条の3において「繰下げ申出」という。)を行うまでの間(同法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者)にあっては、<u>同項に定める申出があったものとみなされる日までの間</u>、基本年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 繰下げ申出を行った基本年金の受給権者に支給する基本年金額は、繰下げ申出のあった月(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者)にあっては、<u>同項に定める申出があったものとみなされる日の属する月</u>の翌月から、第46条に規定する額又は前条の規定により計算した額に、当該額に増額率</p>

新	旧
<p>額又は前条の規定により計算した額に、当該額に増額率(厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の5の2第1項に規定する増額率をいう。)を乗じて得た額(50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから繰下げ申出を行うまでの間(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号若しくは第2号に該当する者又は第5項の規定により同条第1項の申出あったとみなされた者)にあっては、<u>繰下げ申出</u>があったものとみなされる日までの間)、代行年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通算企業年金)</p> <p>第48条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金法に規定する中途脱退者(以下「<u>確定給付企業年金中途脱退者</u>」という。)、<u>企業型年金の企業型年金加入者であった者(確定拠出年金法第54条の5第1項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であった者をいう。以下「企業型年金加入者であった者」という。)</u>又は終了制度加入者等(終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下同じ。)(以下これらを総称して「<u>中途脱退者等</u>」という。)に対し、通算企業年金を支給する。</p> <p>(1) <u>第62条の規定により基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けた</u></p>	<p>(厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の5の2第1項に規定する増額率をいう。)を乗じて得た額(50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから繰下げ申出を行うまでの間(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者あつては、<u>同項に定める申出</u>があったものとみなされる日までの間)、代行年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通算企業年金)</p> <p>第48条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金法に規定する中途脱退者(以下「<u>確定給付企業年金中途脱退者</u>」という。)又は終了制度加入者等(終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下同じ。)(以下これらを総称して「<u>中途脱退者等</u>」という。)に対し、通算企業年金を支給する。</p> <p>(1) <u>第63条の規定により基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けた</u></p>

新	旧
<p>とき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第63条</u>の規定により確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けたとき。</p> <p><u>(4) 第64条の規定により企業型年金加入者であった者に係る個人別管理資産の移換を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 第69条の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産の移換を受けたとき。</u></p> <p>2 通算企業年金は、中途脱退者等が65歳に達したとき（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の移換を受けたときの年齢が65歳を超えている場合は移換を受けたとき）に支給する。</p> <p>(通算企業年金額)</p> <p>第49条 前条第1項第1号、<u>第3号又は第4号</u>の場合、通算企業年金の額（以下「通算企業年金額」という。）は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率（当該受給権を取得した日以前の増額率算定日（次条第1項に規定する増額率算定日をいう。）に算定された率に限る。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が脱退一時金相当額又は<u>個人別管理資産</u>として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が脱退一時金相当額又は<u>個人別管理資産</u>の移換を受けた日の属する月の末日における基金中途脱退者、<u>確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者の年齢</u>（以下「中脱時移換月末年齢」という。）及び当該基金中途脱退者、当該確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者が加入員又は加入者の資格を喪失</p>	<p>とき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第64条</u>の規定により確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けたとき。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 第69条の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産の移換を受けたとき。</u></p> <p>2 通算企業年金は、中途脱退者等が65歳に達したとき（脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受けたときの年齢が65歳を超えている場合は移換を受けたとき）に支給する。</p> <p>(通算企業年金額)</p> <p>第49条 前条第1項第1号又は<u>第3号</u>の場合、通算企業年金の額（以下「通算企業年金額」という。）は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率（当該受給権を取得した日以前の増額率算定日（次条第1項に規定する増額率算定日をいう。）に算定された率に限る。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の末日における<u>当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢</u>（以下「中脱時移換月末年齢」という。）及び当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者が加入員又は加入者の資格を喪失した日（以下「中脱時算定日」という。）に応じて別表第2に定める率で除して得た額（円未</p>

新	旧
<p>した日（以下「中脱時算定日」という。）に応じて別表第2に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>(2) 連合会が脱退一時金相当額又は<u>個人別管理資産</u>として移換を受けた額から第60条第1項第1号に掲げる額及び中脱時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、中脱時移換月末年齢及び中脱時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>2 前条第1項第2号又は<u>第5号</u>の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、連合会に移換された脱退一時金相当額、個人別管理資産又は残余財産の額から第60条第1項第1号に規定する額を控除した額が零以下である場合は、通算企業年金額は零とする。</u></p> <p>4 連合会が脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の移換を受けた日において、既に連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者に係る通算企業年金額（既に連合会が給付の支給に関する義務を負っていた通算企業年金額を除く。）については、<u>第1項及び第2項中「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(年金増額率の算定)</p> <p>第50条 連合会は、平成22年10月1日及び以降5年を経過した日ごと（以下これらの日を「増額率算定日」という。）に、それぞれの増額率算定日において通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の移換が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合を除く。）について、当該者に係る年金増額率を算定する。</p>	<p>満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>(2) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に掲げる額及び中脱時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、中脱時移換月末年齢及び中脱時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>2 前条第1項第2号又は<u>第4号</u>の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 連合会が脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受けた日において、既に連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者に係る通算企業年金額（既に連合会が給付の支給に関する義務を負っていた通算企業年金額を除く。）については、<u>前2項中「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(年金増額率の算定)</p> <p>第50条 連合会は、平成22年10月1日及び以降5年を経過した日ごと（以下これらの日を「増額率算定日」という。）に、それぞれの増額率算定日において通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者（脱退一時金相当額又は残余財産の移換が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合を除く。）について、当該者に係る年金増額率を算定する。</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(通算企業年金額の改定)</p> <p>第51条 通算企業年金は、受給権を取得した日の翌日以降の増額率算定日ごとに増額して改定することができる。ただし、<u>脱退一時金相当額、個人別管理資産</u>又は残余財産の移換が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合、同年の増額率算定日においてはこの限りでない。</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第53条 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額(この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。)に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が移換を受けた脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(遺族)</p> <p>第54条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した中途脱退者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子(当該中途脱退者等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のほか、その者の死亡の当時<u>主としてその収入によって生計を維持していた</u>その他の親族とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(通算企業年金額の改定)</p> <p>第51条 通算企業年金は、受給権を取得した日の翌日以降の増額率算定日ごとに増額して改定することができる。ただし、脱退一時金相当額又は残余財産の移換が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合、同年の増額率算定日においてはこの限りでない。</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第53条 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額(この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。)に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が移換を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(遺族)</p> <p>第54条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した中途脱退者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のほか、その者の死亡の当時<u>その者と生計を同じくしていた</u>その他の親族とする。</p>

新	旧
<p>2・3 (略)</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第57条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する額に、保証期間、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額(この額が連合会が移換を受けた脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額)に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100/100 イ 50/100</p> <p>(2) (略)</p> <p>(脱退一時金相当額等に係る事務費)</p> <p>第59条 連合会は、第48条で規定する通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産として移換を受けた額から事務費を控除する。</p> <p>(脱退一時金相当額等に係る事務費の額)</p> <p>第60条 前条の規定による事務費の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第10に掲げる額(ただし、脱退</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第57条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する額に、保証期間、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額(この額が連合会が移換を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額)に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100/100 イ 50/100</p> <p>(2) (略)</p> <p>(脱退一時金相当額等に係る事務費)</p> <p>第59条 連合会は、第48条で規定する通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として移換を受けた額から事務費を控除する。</p> <p>(脱退一時金相当額等に係る事務費の額)</p> <p>第60条 前条の規定による事務費の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第10に掲げる額</p>

新	旧
<p><u>一時金相当額、個人別管理資産又は残余財産として移換を受けた額が別表10に掲げる額を下回る場合は、当該移換を受けた額</u></p> <p>(2) 当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産として移換を受けた額から前号に掲げる額を控除して得た額（以下「定額事務費控除後の移換額」という。）から、第49条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により計算した額に、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額（その額が定額事務費控除後の移換額を超えるときは、当該額）を控除して得た額。ただし、その額が中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を超える場合は当該別表第11に掲げる額</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務費の控除の方法)</p> <p>第61条 連合会は、中途脱退者等に係る脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>又は残余財産の移換が行われたときに、当該脱退一時金相当額、<u>当該個人別管理資産</u>又は当該残余財産の内から事務費を控除する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>(確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)</p> <p><u>第63条</u> 平成25年改正法附則第46条第1項の規定による確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出を受けた当該確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して</p>	<p>(2) 当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として移換を受けた額から前号に掲げる額を控除して得た額（以下「定額事務費控除後の移換額」という。）から、第49条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により計算した額に、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額（その額が定額事務費控除後の移換額を超えるときは、当該額）を控除して得た額。ただし、その額が中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を超える場合は当該別表第11に掲げる額</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務費の控除の方法)</p> <p>第61条 連合会は、<u>当該</u>中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の移換が行われたときに、当該脱退一時金相当額又は当該残余財産の内から事務費を控除する。</p> <p><u>第62条</u> 削除</p> <p><u>第63条</u> (略)</p> <p>(確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)</p> <p><u>第64条</u> 平成25年改正法附則第46条第1項の規定による確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出を受けた当該確定給付企業年金の事業主等は、<u>別に定める書類を作成し、</u>当該確定給付企業年金の加入者の資格</p>

新	旧
<p>1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に<u>通知</u>するものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由があることにより、この期日までに<u>通知</u>することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに通知するものとする。</p> <p>2 資産管理運用機関又は企業年金基金（以下「資産管理運用機関等」という。）は、第31条第2号又は第3号に規定する者（以下「確定給付企業年金事業主等」という。）が、連合会が前項の<u>通知</u>を受理した旨を受けたときは、<u>その日</u>の属する月の末日までに、連合会に脱退一時金相当額を移換しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に<u>提出</u>するものとする。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに<u>提出</u>するものとする。</p> <p>2 資産管理運用機関又は企業年金基金（以下「資産管理運用機関等」という。）は、第31条第2号又は第3号に規定する者（以下「確定給付企業年金事業主等」という。）が、連合会が前項の<u>書類</u>を受理した旨の通知を受けたときは、<u>当該通知を受けた日</u>の属する月の末日までに、連合会に脱退一時金相当額を移換しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
<p><u>（企業型年金加入者であった者に係る個人別管理資産の移換）</u></p> <p><u>第64条 平成25年改正法第38条第3項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第54条の5の規定による企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換の申出を受けた当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金加入者であった者が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に連合会に通知するものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由があることにより、この期日までに通知することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに通知するものとする。</u></p> <p><u>2 企業型年金の資産管理機関は、連合会から前項の通知を受理した旨を受けたときは、速やかに、連合会に個人別管理資産を移換しなければならない。</u></p> <p><u>3 連合会は、前2項の規定により通算企業年金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者に通知しなければならない。</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p>(中途脱退者又は企業型年金加入者であった者への説明義務)</p> <p>第65条 連合会は、<u>基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者</u>の求めがあったときは、当該基金中途脱退者、<u>当該確定給付企業年金中途脱退者又は当該企業型年金加入者であった者</u>に係る連合会の給付に関する事項並びに脱退一時金相当額又は<u>個人別管理資産</u>の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他脱退一時金相当額又は<u>個人別管理資産</u>の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>(中途脱退者であった者への説明義務)</p> <p>第65条 連合会は、<u>基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者</u>の求めがあったときは、当該基金中途脱退者<u>又は確定給付企業年金中途脱退者</u>に係る連合会の給付に関する事項並びに脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。</p>
<p>(年金給付等積立金及び積立金の額)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている<u>基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者</u>に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする</p> <p>4 (略)</p>	<p>(年金給付等積立金及び積立金の額)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者<u>又は確定給付企業年金中途脱退者</u>に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする</p> <p>4 (略)</p>
<p>(年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定により読み替え</p>	<p>(年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定により読み替え</p>

新	旧
<p>られた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 連合会に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる給付費等の負担割合（以下「負担割合」という。）に応じて支払うものとする。</p> <p>ア <u>中途脱退者等</u>又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 第1項の保険契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 連合会に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて支払うものとする。</p> <p>ア <u>中途脱退者等</u>又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>附則</p>	<p>られた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 連合会に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる給付費等の負担割合（以下「負担割合」という。）に応じて支払うものとする。</p> <p>ア <u>基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等</u>又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 第1項の保険契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 連合会に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて支払うものとする。</p> <p>ア <u>基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等</u>又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>附則</p>

新	旧
<p>(基本年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による基本年金額は、第46条の規定により計算した額から次の各号に定める額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項の規定により計算した額に減額率(1000分の4)に請求日(厚生年金保険法附則第7条の3第1項又は第13条の4第1項の請求をした日をいう。)の属する月から65歳(厚生年金保険法附則第13条の4第1項に規定する者にあつては、前条各項の表の左欄の区分に応じて右欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による基本年金額は、第46条の規定により計算した額から次の各号に定める額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項の規定により計算した額に減額率(1000分の5)に請求日(厚生年金保険法附則第7条の3第1項又は第13条の4第1項の請求をした日をいう。)の属する月から65歳(厚生年金保険法附則第13条の4第1項に規定する者にあつては、前条各項の表の左欄の区分に応じて右欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、認可の日から施行し、当該各号に定める日から適用する。</p> <p>(1) 第44条及び第54条に係る変更規定 平成26年4月1日</p> <p>(2) 附則第11条に係る変更規定 令和4年4月1日</p> <p>(3) 第46条の3及び第47条の3に係る変更規定 令和5年4月1日</p> <p>第2条 前条第1号の規定にかかわらず、この規約による変更前の第44条及び第54条の規定は、企業年金連合会規約第45条又は第47条の規定により企業年金連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者について、</p>	

新	旧
<p><u>なおその効力を有するものとする。</u></p> <p><u>第3条 企業年金連合会規約附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金基金連合会規約の一部を変更する規約（改定第45次 平成13年11月28日認可。）附則第4条の規定を令和4年4月1日以降に適用するときは、同条第3項第1号中「1000分の5」とあるのは「1000分の4」とする。</u></p> <p><u>第4条 この規約による変更後の附則第11条及び前条の規定は、令和4年3月31日において、60歳に達していない者について適用する。</u></p>	